

## 人事行政の運営等の状況

「佐世保市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与や職員数、勤務条件などについてお知らせします。詳しい内容は市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

### 1 職員の任免・職員数に関する状況

#### ①採用・退職(令和2年度)

採用 80 人、退職 92 人

#### ②採用試験(令和2年度実施分)

項目	受験者数	合格者数	倍率
事務職	173 人	34 人	5.1 倍
その他	108 人	28 人	4.0 倍

#### ③職階別職員数(令和3年4月1日現在)

	男	女	計	構成比
部長職	24 人	3 人	27 人	1.1%
次長職	54 人	6 人	60 人	2.4%
課長職	113 人	17 人	130 人	5.3%
課長補佐職	190 人	30 人	220 人	8.9%
係長職	564 人	266 人	830 人	33.7%
一般職	838 人	289 人	1,127 人	45.7%
再任用	57 人	14 人	71 人	2.9%
合計	1,840 人	625 人	2,465 人	100.0%

### 2 職員の給与の状況

#### ①人件費(令和元年度普通会計決算)

歳出決算額	132,355,607 千円(実質収支 3,258,776 千円)
うち人件費	17,135,810 千円(歳出決算額の 12.9%)
うち職員給与費	11,950,133 千円(職員 1 人当たり 5,718 千円)

※実質収支＝歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から翌年度へ繰り越す財源を除いた額のこと、その年度までの累積赤字(赤字)額を表すもの。

#### ②学歴別初任給与と平均給料の状況(一般行政職)

区分	初任給	経験年数		
		10 年	15 年	20 年
高校卒	150,600 円	244,744 円	266,730 円	306,300 円
大学卒	182,200 円	255,141 円	301,265 円	356,835 円

※令和3年4月1日現在。

#### ③平均給与月額(一般行政職)

区分	平均年齢	平均給料	平均給与(国ベース)
佐世保市	42.2 歳	325,100 円	358,402 円
長崎県	43.7 歳	321,668 円	356,031 円
国	43.2 歳	327,564 円	408,868 円

※令和2年4月1日現在。

※平均給与(国ベース)＝平均給料と平均手当を加えた給与額。国の公表値に含まれていない時間外勤務手当や特殊勤務手当等を除く。

### ④職員手当の状況

手当の名称	内容(額はいずれも月額)
扶養手当	・配偶者 6,500 円(一部職員は 3,500 円) ・子 10,000 円 ・配偶者・子以外の扶養親族各 6,500 円 ・16 歳～22 歳の子の加算額 5,000 円
住居手当	・月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に最高 28,000 円まで支給
通勤手当	・バス等の交通機関利用者には運賃に応じ、1 カ月当たり最高 55,000 円までの実費を支給 ・マイカー等の交通用具利用者には、通勤距離に応じ、2,500 円～31,600 円を支給
時間外勤務手当	・一人当たり平均支給月額 17,983 円(令和2年度実績)
期末勤勉手当	・期末手当 2.55 月分(6 月期 1.275 月分、12 月期 1.275 月分) ・勤勉手当 1.9 月分(6 月期 0.95 月分、12 月期 0.95 月分)
退職手当	勤続 20 年 勤続 35 年 最高支給限度 自己都合 19.6695 月分 39.7575 月分 47.709 月分 定年・勲奨 24.586875 月分 47.709 月分 47.709 月分 ※令和2年度退職者平均支給額 14,479 千円。

### 3 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分	給料・報酬	期末手当
市長	1,058,000 円	6 月 1.675 月分、12 月 1.675 月分
副市長	873,000 円	//
議長	662,000 円	//
副議長	602,000 円	//
議員	563,000 円	//

### 4 勤務時間・休日・休暇等の状況

項目	内容
年次有給休暇	平均年間取得日数 11.1 日(平均取得率 29.2%)
特別休暇	骨髄提供のための休暇、結婚、私傷病、妻の出産、子の看護、夏季休暇、忌引など
育児休業	令和2年度の新規取得者 36 人
介護休暇	令和2年度の取得者数 2 人

### 5 職員の分限処分・懲戒処分の状況(令和2年度)

分限処分(人)	降任	休職	免職	失職	計
	0	30	0	0	30
懲戒処分(人)	戒告	減給	停職	免職	計
	5	0	0	0	5

※分限処分＝地方公務員法に基づき、職員の勤務実績不良や病気・けがなどで職務に堪えないと判断された場合に行う処分。

※懲戒処分＝地方公務員法に基づき、服務規律の確保のために法令違反などの行為があった職員に対し、懲罰として行う処分。

職員課 ☎ 24-1111

## 避難所におけるペット同行避難

災害発生時、犬や猫などのペットの飼い主が避難をためらうことによる被災を防ぐため、避難所を開設する際に市内3カ所の地区コミュニティセンターで、一般の避難者に加えてペットとの同行避難も受け入れます。

避難所は動物が苦手な人やアレルギーなどによって健康に不安のある人など、多くの人が利用するため、人の避難スペースとペットの管理スペースを分け、人とペットの動線が交わらないようにするなど、皆さんが安心して避難所を利用できるように運用していきます。

### ペットを飼っている皆さまへのお願い

- 避難所にはペット用の備蓄品がないため、餌や薬、シーツなど必要な物は事前に準備しておく
- ペットと離れ離れになった時のために、迷子札やマイクロチップを装着する。犬の場合は鑑札と注射済票を付ける
- ワクチン接種やノミ・ダニの予防などの健康管理を行う

### ペットと同行避難するときは



- 飼い主は自分自身の安全を確保した上で、ペットの安全と健康を守りましょう。また、鳴き声や臭いなど他の避難者へ十分配慮し、お互いが不快な思いをしないように心掛けましょう。
- ペットを入れるケージは必ず持参する

### ペット同行避難ができる避難所(開設時)

- 世知原地区コミュニティセンター、清水地区コミュニティセンター、三川内地区コミュニティセンター
- ※本紙6月号では4カ所での受け入れとお知らせしていましたが3カ所に変更になりました。

### ペットを飼っていない皆さまへ

ペットとの同行避難は、飼い主がためらうことなく避難できる環境を整えることで人の命を守るために必要です。そのため、人とペットが避難所で一緒に過ごすことについて、ペットを飼っていない皆さまのご理解が必要です。ペットと同行避難した避難者を混乱なく受け入れられるよう、また、避難所で人とペットが安心して避難生活を送れるようにご理解とご協力をお願いします。

生活衛生課 ☎ 24-1111